

災害対策

～災害時の連絡方法や備蓄品について～

事業継続基本計画書

1. 基本方針等

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、入所・利用者、職員及びその家族の安全を確保しながら法人の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

(2) 適用範囲

本計画は、特別養護老人ホームしあわせの家・ショートステイしあわせの家・デイサービスセンターしあわせの家・居宅介護支援事業所しあわせの家に対して適用する。

(3) 基本方針

当法人は、以下の基本方針に基づき、事業継続対応を行う。

基本方針
人命の安全(入所・利用者及び職員等) ・入所・利用者及び職員とその家族および関係者(取引先・来訪者等)の安全確保を最優先する。
社会的な供給責任 ・災害等緊急事態の発生時においても社会的に必要とされる物資の供給を目指す。
法人の経営維持 ・介護老人福祉施設及び短期入所生活介護、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所の入所・利用者の生活を優先し経営を維持する。
地域等との協調 ・地域の一員として、地域住民や周辺自治体との協調に努める。 ・ボランティアの派遣・受け入れ等、また救助品等の配分、供給に努める。
二次災害の防止 ・火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

2. 危機管理体制

(1) 危機管理体制の整備

理事長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

危機管理対策本部 構成: 対策本部長・対策副本部長・危機管理委員 内容 ・当法人における調整機能の確保 ・当該事業所と協力し、関係者の安否の確認 ・当該事業所と協力し、関係者の避難、救助 ・各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話の等のライフラインの確保及び早期復旧 ・外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力依頼 ・当該事業所と協力し、被害等に関する情報の取集及び伝達及び関係機関への報告 ・当該事業所と連携・協力し、県・市町・その他関係機関との連絡調整 ・理事会・評議員会との連絡・調整 ・その他災害等への対応に関し必要な事項

事業継続計画書(地震編)

1. 被害想定

(1) 想定する災害

震度 6 弱以上の地震を想定する。

(2) 初動対応

地震発生時における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ●入所・利用者の安否を確認する。 ●職員とその家族の安否を確認する。 ・安否確認手段:電話・メール・災害伝言ダイヤル 171 上記で安否確認がとれない場合は施設より該当職員へ可能な限りの方法で連絡し確認する。
入所・利用者、職員の帰宅/残留支援	<p>～入所・利用者～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は下記の判断基準を参考に指示する。 ・判断基準:交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合。 ・:家族に直接引き継げる場合。 ●通所利用者に対して帰宅支援を行う。 ・支援内容:自宅までの送迎 ●事業所へ残留する入所・利用者に対して支援を行う。 ・支援内容:居住スペース・医薬品・寝具・水・食料等の提供 <p>～職員～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は下記の判断基準を参考に指示する。 ・判断基準:交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合。 ●事業所へ残留する職員に対して支援を行う。 ・支援内容:水・食料等・備蓄品・医薬品等の提供 ●受入の判断を実施し、受け入れる場合は支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点内の被害状況を確認する。 ・確認内容:建物・水・ガス・電気・電話
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ●二次災害発生の恐れのある箇所に対して、二次災害の防止措置を施す。 ・防止措置:火災による消火活動・余震、降雨等による水害、土砂災害等の危険箇所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害の修繕
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ●地震関連情報を収集する。 ・確認事項:公共放送・インターネット・無線電話・最寄りの消防署・警察署による情報収集 ●(各事業所の被災が複数ある場合)被害状況を確認・集約する。 ●(取引先が被災地に所在する場合)取引先の被害状況を確認する。
対外的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関等へ被害状況について連絡する。 ・連絡手段:電話・メール・無線電話・自動車・徒歩等により連絡

事業継続計画書(感染症編)

(1) 想定する感染症

- ①新型コロナウイルス感染症
 - ②インフルエンザ
 - ③ノロウイルス など
- ※上記①～③が集団発生した場合など

(2) 初動対応

感染症発生時における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容	担当
家族連絡	●契約者へ電話連絡	相談援助部 介護支援専門員
関係機関へ連絡	●下記関係機関に電話連絡し状況を伝える ①東予地方局(地域福祉課・保健所) ②四国中央市高齢介護課 ③地域包括支援センター ④産業医(三好 Dr) ⑤配置医師(田所 Dr・福田 Dr・岸田 Dr・白石 Dr) ⑥協力病院(HITO 病院・四国中央病院・豊岡台病院) ⑦協力歯科(うわたきファミリー歯科) ⑧委託業者(富士産業・シルバー人材センター・総合開発・ジョブアシスト・office K・エイトワン) ⑨市内居宅介護支援事業所 ⑩地域住民 ⑪取引業者	事務長 ①⑧ 副施設長 ②③⑩⑪ 相談援助部 ⑨ 看護部 ④⑤⑥⑦
職員連絡	●全職員・施設関係者連絡	事務長 介護部
情報公開	●上記関係機関への連絡完了次第ホームページにて公開 ※行政と連携し対応する。	副施設長
環境整備	●施設で定めるマニュアルに従いゾーニングを行う。 ※行政と連携し対応する。	副施設長
具体的なケアの方法	●施設で定めるマニュアルに従い実践する。 ※行政と連携し対応する。	副施設長 介護部

(事業継続計画(BCP) 特別養護老人ホームしあわせの家より抜粋一部改変)

備蓄品について

1. 非常時における給食の提供
2. 非常食の保管場所
 - ①非常食…西側駐車場 倉庫(西側・山手側)に保管。
5日分準備
 - ②水…新館3階の倉庫(鍵付き)に保管。
7日分準備→飲用水(長期保存水)
3. 非常時(感染対策時含む)の食器の保管場所
 - ・ ディスポ食器…西側駐車場 倉庫(西側・山手側)に保管。
4. 非常時の献立

想定人数

入所者…100名

ショート利用者…20名

デイ利用者…35名

職員…100名

※「職員」と「利用者(入所者・ショート・デイ)」の献立は別物

《利用者》

		品名	1人当たりの量(g)	エネルギー(Kcal)	蛋白質(g)	脂質(g)	食塩(g)
1 ～ 5 日 目	①	玉子丼	400	395	9	15	2
	②	カレーライス	410	350	6	10	2
	③	すき焼き丼	400	411	11	14	2
	④	鶏そぼろ玉子とじ丼	400	393	11	11	2
	⑤	ハヤシライス	410	359	8	10	2
	⑥	豚丼	400	351	12	7	2
	⑦	玉子丼	400	395	9	15	2
	⑧	カレーライス	410	350	6	10	2
	⑨	すき焼き丼	400	411	11	14	2
	⑩	鶏そぼろ玉子とじ丼	400	393	11	11	2
	⑪	ハヤシライス	410	359	8	10	2
	⑫	豚丼	400	351	12	7	2
	⑬	玉子丼	400	395	9	15	2
	⑭	カレーライス	410	350	6	10	2
	⑮	すき焼き丼	400	411	11	14	2
合計			5,674	142	172	30	
1食平均			378	9	11	2	
1日平均			1,135	28	34	6	

《職員》

		品名	1人当たりの量	エネルギー(Kcal)	蛋白質(g)	脂質(g)	食塩(g)
1 5 目	①	カロリーメイトLLチョコ味	1箱(40g)	200	4.3	11.2	0.4
	②	スティックバウムクーヘン	1P(80g)	316	4.0	17.5	0.2
	③	尾西パン プレーン	1P(70g)	268	5.5	10.6	0.4
	一日合計			784	13.8	39.3	1.0

5 非常時の飲み水について

非常時に飲み水として1人当たり2ℓ必要なので

①利用者…1人当たり2ℓ相当で、2ℓペットボトル(1/2本)と500ml(2本)で按分

②職員…1人当たり500mlを4本準備しています。

(令和7年1月施設内研修会 非常時における給食の提供 資料より抜粋)